

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第3回 宍粟市子ども・子育て会議		
開 催 日 時	令和元年 11 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分～		
開 催 場 所	市役所北庁舎 401 会議室		
議 長 （ 会 長 ） 氏 名	新庄 康史		
委 氏	員 名	（出席者）岡田尚樹、赤羽勝己、小林喜美子、秋田順子、鳥居昭子、藤原千尋、立尾優子、新庄康史、山本千津子、谷林由美 （欠席者）植田朋子、岡崎広信、森脇典子、中川まゆみ	
事 務 氏	局 名	健康福祉部 世良部長、橋本次長兼社会福祉課課長 健康福祉部社会福祉課 西嶋副課長兼係長、松村主査 健康福祉部保健福祉課 平尾課長、島澤副課長兼室長 教育部 中尾次長兼こども未来課課長 教育部こども未来課 福元副課長	
傍 聴 人 数	無し		
会議の公開・非公開の 区 分 及 び 非 公 開 の 理 由	公開	(非公開の理由)	
決 定 事 項	（議題及び報告事項） ① 開会 ② 会長及び副会長の選出 ③ 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ④ 病児・病後児保育事業の報告について ⑤ 今後の計画策定スケジュールについて ⑥ 閉会		
会 議 経 過	別紙のとおり		
会 議 資 料 等	資料1 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案） 資料2 病児・病後児保育事業の報告について		
議 事 録 の 確 認 (記名押印)	(委員長等) _____ ㊟		

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	1. 開会
事務局	2. 委員委嘱 本会の委員については14名の方に委嘱しており、令和元年11月10日付で任期満了となったが、当市では現在第2期子ども・子育て支援事業計画策定中であり、本委員の皆様から意見等をいただいているため、前回会議において委員継続を依頼し、了承いただいている。また、公募委員枠について引き続き応募いただいた。委嘱期間については宍粟市子ども・子育て会議条例第4条に基づき、令和元年11月11日から令和3年11月10日の2年間となっているのでお願い申し上げる。
事務局	3. あいさつ 《健康福祉部長あいさつ》
事務局	4. 会議内容・委員の紹介 《委員の紹介》 本日は全委員14名中10名の出席となり、宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項による定足数を満たしていることを報告する。 なお、傍聴希望者はいない。 本会議の所掌事務は、宍粟市子ども・子育て会議条例第2条第4項により、市長の諮問に応じて、「子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関し意見を述べること」となっている。また、会議の議事録については、ホームページにて公開することを了承願う。
事務局	5. 会長及び副会長の選出 本会議の会長選出については、宍粟市子ども・子育て会議条例第5条第1項により「子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く」となっており、第2項により「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」とされている。委員におかれては、会長及び副会長の選出をお願いする。 会長及び副会長について、立候補または推薦を依頼する。
委員	長年学校教育や幼児養育に携わってこられた経験のある新庄委員、山本委員が適任だと考える。特に第2期子ども・子育て支援事業計画の協議中であるため、引き続き新庄委員には会長、山本委員には副会長の就任をお願いしたい。

事務局	鳥居委員から意見をいただいたが、異議等あったらお願いしたい。 《複数の委員から「異議なし」の発言あり》
事務局	「異議なし」との意見があった。新庄委員に会長、山本委員に副会長に就任いただくことで承認いただける方は拍手をお願いする。 《全員拍手》
事務局	両者には会長席、副会長席に移動願う。
議長	《会長挨拶》
委員	《副会長挨拶》
議長	次第にそって、議事を進行する。
	6. 議題 (1) 第2期穴栗市子ども・子育て支援事業計画（素案）について （別冊：資料1）
事務局	P 29 の追加項目について説明する。 ■実費徴収にかかる補足給付を行う事業 この事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成している。具体的には生活保護の受給世帯で特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）に通う児童の保護者に日用品等の給付を行っている。 第1期計画において計画値は設定しておらず、実績値のみの報告となる。実績値は、平成27年度は0人、平成28年度は5人、平成29年度は3人、平成30年度は3人となっている。 ■多様な事業者の参入促進・能力活用事業 この事業は、多様な事業者の新規参入を支援する取り組みの一つとして、私立認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする子どもの受入に際して、必要となる保育教諭等の加配に係る経費の一部を助成している。 第1期計画において計画値は設定しておらず、実績値のみの報告となる。実績値は、平成29年度で1園である。

■第3章 計画の基本理念 P35～P37

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は「つながり はぐくみ 子どもが輝くまち」としているが、第1期計画でも理念に掲げていたものであり、第2期計画でも同様に基本理念として掲げる。

2. 施策体系

基本理念の下で取り組む基本目標、基本施策、個別施策について載せている。基本目標は4つ掲げ、各目標に基本施策を掲げ、さらに個別施策を掲げている。個別施策①～⑭は子ども・子育て支援事業計画及び特定教育・保育の事業計画に組み込まれているものであり、国へ量の見込みを報告すべき項目である。個別施策①～⑦は国への量の見込みの報告は不要であるが、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、個別で計画をもち、実施しているものであるため、個別施策にあげている。

■第4章 施策の展開 P38～P43

【基本目標1 子どもの成長を支える基盤づくり】

基本施策1. 就学前教育・保育の充実

①幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

幼稚園、保育所、認定こども園では、様々な環境の中で、主体的に活動し、楽しさや仲間と一緒に生活する喜びを味わい、自己肯定感を高めていけるよう年齢に合わせた幼儿教育・保育を行う。また、地域型保育事業（小規模保育事業）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討する。

基本施策2. 多様な保育サービスの充実

②時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間を超えて保育する事業である。

③放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な活動や遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業である。

④一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業である。

⑤病児・病後児保育事業

病気などで、児童が保育所や学校等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を専用の保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業である。令和元年10月より事業を

	開始した。 <u>基本施策 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</u> ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業 保護者の世帯の所得に応じて支援を行うものである。 <u>基本施策 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</u> ⑦多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの受入体制を構築している。 【基本目標 2 安心して子どもを産み育てる環境づくり】 <u>基本施策 5. 子ども、保護者、関係機関の連携の支援</u> ⑧利用者支援事業 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業である。基本型と母子保健型の 2 類型を設置している。 <u>基本施策 6. 赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援</u> ⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導） 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問を含む）を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。 ⑩妊婦健康診査事業 妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業である。 【基本目標 3 子育て環境をみんなで支える体制づくり】 <u>基本施策 7. 社会的支援が必要な子ども・家庭への支援</u> ⑪子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等で一時的に児童を預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業である。 ⑫養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業である。
--	--

基本施策 8. 地域での子育て支援

⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業である。

⑭ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

育児の援助をしたい人（まかせて会員）と、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）のそれぞれが会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動に関する連絡・調整を行う事業である。

以上、基本目標 1～3 については、国において事業実施を指示されており、計画値に盛り込むように国より指導されているものである。よって宍粟市では体系としてあげている。

【基本目標 4 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり】

この目標は、宍粟市において個別計画や各組織等で事業目標を掲げて取り組むものであり、各市任意で目標を掲げる事業である。

基本施策 9. 就学前教育・保育の環境整備

①「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

②質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

基本施策 10. 新・放課後子ども総合プランの推進

③新・放課後子ども総合プランの推進

基本施策 11. 特別な配慮が必要な子どもへの支援

④保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

⑤外国につながる子どもやその保護者への支援体制の整備

⑥子どもの貧困対策の推進

国の施策の推進状況を踏まえ、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行う。また、子どもの貧困に関わる関係課が連携し、分野横断的な支援体制の整備に努めるとともに、地域の支援者や関係機関の「子どもの貧困」への理解を促進する。

平成 25 年度に国において子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、施行から 5 年経過した平成 30 年度に国において議論がなされ、改正法が令和元年 6 月に交付、9 月に施行された。この一部改正において、市町村に対し貧困対策の計画を努力義務として課せられたこともあり、第 2 期子ども・子育て支援事業計画といった大きな計画の中でまず謳い、個別の計画については国の施策の推進状況及び県の指導状況を見ながら検討していきたい。

⑦関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

事務局	■第5章 量の見込みと確保の内容 P44～P48 1. 量の見込みと確保の内容の基本的な考え方 (1) 教育・保育提供区域について 本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みや町の構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備等、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、宍粟市全域を1圏域として設定する。 (2) 量の見込みの算出方法について 子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改定版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象とした子ども・子育てに関するアンケート調査結果や実績値を踏まえて算出した。本計画期間における量の見込みは、子どもの数の減少に伴い、全体的に減少傾向となっている。一方で、『P6④年齢別就学前児童数の推移』を踏まえ、令和2年から令和3年にかけて0～2歳児が微増、令和5年から令和6年にかけて3～5歳児が微増となり、量の見込みにおいて一部で微増となる数値となっている。 (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について 幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討する。 2. 就学前の教育・保育 ①幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育 【こども未来課】 計画値の元となる『P6④年齢別就学前児童数の推移』は、未就学児の0～5歳児の今後5年間の推計値である。これによると令和元年度就学前児童1,377人、翌年の令和2年度には1,330人で47人の減少である。さらに5年後の令和6年度には1,143人で234人の減少である。統計的な根拠に基づいて推計を作成しているが、この数値に基づいてP45以降の数値について推計している。 ■教育ニーズ 1号認定こどもは幼稚園児と読み替える。幼稚園児は午前中に幼児教育を受け、午後1時半に帰宅し、夏季休暇や冬季休暇も設けられている。公立幼稚園または認定こども園で1号認定として過ごす児童である。この数値についてはアンケートからの保護者のニーズ調査に基づいて推計している。一方で、現在217人の1号認定こどもが市内の幼稚園またはこども園へ通っているが、全ての幼稚園及びこども園において令和2年4月からの入園申し込みの第1次募集を開始した。申込数は139人であった。現在の人数の217人と比較して78人の減少となっている。3歳児の人口はP6④の推計によると、令和元年は261
-----	---

人に対して2年度は222人で39人の自然減となっており、この減少値が幼稚園児の推計値に反映されている。保護者のニーズとしては、午前中のみの幼児教育よりも、給食がある1日保育を望んでいる傾向が顕著に出ていると考える。計画としては、アンケートでは幼稚園を望むという答えを元に令和2年度の236人、令和6年度の196人としてあげている。実績値は139人で計画値との乖離が見られるが、この乖離を踏まえながら第2期計画はこの形で進めたい。3～5歳児に関しては、幼稚園児・保育園児の区別なく、次にあげる保育ニーズと併せて3～5歳児の児童が保護者の望む環境で保育が受けられるようにしていきたい。第1期計画の時から3歳児保育については課題があり、計画当初では波賀幼稚園のみで3歳児受け入れとなっていたが、5年の計画の間に山崎町ではみのりこども園及び戸原こども園、一宮町では一宮北こども園及び令和2年4月開設のはりま一宮こども園、千種町ではちくさ杉の子こども園といったように、概ね3歳児の受け入れができるようになってきている。11月を幼稚園及び保育園の入園申込期間としており、特に山崎町においてみのりこども園及び戸原こども園には3歳児の受け入れに定員があり、さらには保護者が就労していないために幼児教育を受けたくても受けられないといった児童が確認できた際には公立の幼稚園1園で3歳児を受け入れするような体制を考えている。第1期計画の期間中に希望者が3歳児教育を受けられる環境を整えたい。

■保育ニーズ

3～5歳児を2号認定こども、0～2歳児を3号認定こどもとする。P6④の人口推計に基づいて保育を必要とする児童数を推計している。特に3号認定であるが、令和2年度では保育利用率を68.1%で推計しているが、令和6年度には77.4%とし、次第に保育ニーズが高くなっていき、幼稚園在籍児童が減少していくと推測する。実際に、公立幼稚園7園の内、4歳児のクラスが5人以下の園が5園ある。この状況が集団の教育としてどんな影響があるかが懸念される。当初は児童の集団教育は1クラス5人以上の児童数を基準に幼稚園教諭の配置基準を考えていたが、1クラスが4人以下になると集団生活の体験が難しくなってくるので、カリキュラムも含め少人数教育について第2期計画に組み込み、検討していく必要がある。

3. 地域子ども・子育て支援事業

②時間外保育事業（延長保育事業）

私立保育所8園、こども園2園、公立こども園3園の計13園で実施する予定である。令和2年度の量の見込みは149人、令和6年度には128人としている。

③放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

市内11校の小学校で実施している。市内では都多小学校のみ未開設となっており、これは利用人数が10人以上でないと学童保育を開設できないためである。都多小学校は土曜日のみ児童1人だけ利用中のため、学童保育を実施していない。1年～6年生の受け入れで実施しているが、教室と職員の配置に課

事務局	題があり、特に冬季休暇や夏季休暇は1日保育だが、それ以外は学校終了後の午後3時からの利用となり、非常に変則的な勤務体系のため人員の確保が難しい。また、空き教室を利用した児童の受け入れをしているが、このスペース的な制約にも課題がある。さらに、5年生・6年生は習い事があったり、ひとりで留守番できたりするため、利用者が少なくなり、少し保護者のニーズと合わない部分も出てきている。一方で、学童については待機児童なしで実施できているので、これまでどおり実施していきたい。令和2年度の量の見込みは277人、令和6年度には216人としている。 ④一時預かり事業 ■幼稚園型 幼稚園またはこども園に通う1号認定子どもを対象としたものである。実施しているのが、山崎幼稚園、河東幼稚園、戸原こども園、はりま一宮こども園、一宮北こども園、みのりこども園、杉の子こども園である。令和2年度の量の見込みは7,666人、令和6年度には6,197人としている。 ■幼稚園型を除く（未就学児を対象） 私立保育所8園、私立こども園2園、公立こども園3園で実施する。令和2年度の量の見込みは1,322人、令和6年度には1,136人としている 【保健福祉課】 ⑧利用者支援事業 単位を「か所」としていたが、「類型」に訂正した。現在は基本型1つ、母子保健型1つとし、主に子育て情報の集約や提供を行い、支援が必要な家庭に対し様々な関係機関との調整等をしている。現在と同じ類型で維持ということで計画している。 ⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導） 法的な健診としては約4か月の乳児全員を対象に乳児健診を実施しているが、それまでに安否確認を含めて全乳児の家庭を訪問している。一般的にはこんにちは赤ちゃん事業と称され、この事業は保健師が訪問するとの規定は特になく、他市では様々な人材が訪問したりしているが、宍粟市では新生児訪問を兼ねているので保健師が全数訪問するようにしている。量の見込みは全数訪問ということで、出生見込数を元に見込んでいる。 ⑩妊婦健康診査事業 全ての妊婦が経済的理由等に関係なく妊婦健診を受けられるように助成券を母子手帳交付時に交付し、妊婦健診を受けやすい環境を整えている。妊娠期間中に上限14回93,000円助成としており、この回数や金額は宍粟市の妊婦の7・8割が宍粟総合病院で出産するので、宍粟総合病院での実績をもとに設定している。今までの実績から計算して量を見込んでいる。県内のほぼ全ての婦人科で宍粟市の助成券は利用可能であり、券が利用不可だったり忘れたり県外で受診されたりした場合は、一旦実費を病院で支払った後に償還払いができるようになっている。全妊婦に同じような助成が受けられる体制になっている。
-----	---

事務局	⑪子育て短期支援事業 保護者の疾病等で家庭での養育が一時的に困難となった場合に、近隣の契約している養護施設等において一時的に養育が可能な制度である。過去の実績を勘案した量の見込みである。長期にわたって家庭での養育が困難となった場合には、こども家庭センター等に依頼し、しばらくの間入所となる。そのため、この事業では1人で1週間程度の利用を見込んでいる。 ⑫養育支援訪問事業 家庭で養育しているが、諸事情により家庭での養育に課題がある家庭への保健師の訪問や、場合により家事援助や育児支援のための訪問ができるように整備している。ヘルパーの訪問もできるようになっている。 ⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 子育て支援センターの事業であり、現在市内4か所のセンターで実施している。現在の実績を踏まえて1か月の利用組数を見込んでいる。 【社会福祉課】 ⑤病児・病後児保育事業 アンケート結果に基づいて令和2年度の量の見込みは476人、令和6年度は人口減少を見込んで409人としている。現在は開設して間もないので、今後啓発を行い、利用を勧めていきたい。 ⑭ファミリー・サポート・センター事業 令和2年度の量の見込みは299人、令和6年度は244人としている。アンケート及び児童数の推移から見込んだ数値である。事業としては、現在のまかせて会員数で対応できる人数と考えている。
事務局	■第6章 推進体制 P49 子ども・子育て支援事業計画をどのように進めていくか、その体制を示している。
議長	議題（1）について、質問等があればお願いしたい。
委員	P48⑫養育支援訪問事業とは、保健師訪問や家事援助の他にはどのような支援があるか。
事務局	【保健福祉課】 他には、お風呂に入れたり、保健師が話をしに訪問したり、乳児の育児に不慣れな場合もう少し訪問したり、家事に関してはヘルパー訪問したりといった

	支援になる。
委員	P 43⑥子どもの貧困対策の推進について、支援対象となる世帯の所得の基準はあるのか。宍粟市では対象世帯がどれくらいなのか。
事務局	【社会福祉課】 生活困窮家庭となる具体的な基準はなく、一般的に生活が行き詰っている家庭またはそう判断できる家庭である。基準がないというのは、その家庭の消費状況、児童数、障害の有無等により状況が変わるためである。生活困窮ということで、一体的に包括した表現に国ではなっている。その上で、子どもの貧困対策における生活困窮家庭だとはっきりしているのは、生活保護受給中家庭の場合である。現在生活困窮家庭における就学前児童は市内では5名弱である。ただ、生活保護ではないが、生活が苦しい家庭も生活困窮家庭に含める必要がある。学習支援やそれ以外の様々な支援、例えば親への就労支援等の貧困対策の推進といった横断的な支援をするというのが国において定められている。 現在宍粟市では平成 30 年度から社会福祉課において生活困窮世帯への学習支援事業を実施している。平成 30 年度は3小学校区域、令和元年度は6小学校区域で実施した。ただし、対象は生活困窮家庭や生活保護世帯に限定していない。経済的に困難な家庭を対象とすることをイメージはしているが、困窮世帯の児童に限定してしまうと、全ての児童に平等に教育を受ける権利があること、困窮世帯の児童が他児童との違いにより学校や地域の中で孤立感を感じてしまうことを考えて、児童の募集に対しては広く一般に募集することとしている。特定の児童や家庭を指名して実施はしていない。
議長	6 小学校区域とはどこか。
事務局	千種小学校・山崎西小学校・山崎小学校・城下小学校・戸原小学校・河東小学校の6 小学校区域である。他の区域については学校や校長と相談しながら、地域での受け入れ体制や支援者の状況、学校のカリキュラムの終了時間と調整し、令和2年度以降の実施について検討する予定である。
議長	⑥の文中に出てくる「地域の支援者」とは誰か。
事務局	文中の「地域の支援者」というのは、学習支援者とは直結していない。子どもの貧困対策は、新しい取り組みであり、厚労省の各課及び学校教育機関が取り組んできたものを横断的に繋いでいくという考えで体系整備されている。国では子どもの貧困対策に5つの区分を設けており、若年妊娠者等への妊娠期から出産までの切れ目のない支援、生活困窮家庭の親への支援、ひとり親への学びや就労の支援、児童扶養手当の支給による支援、離婚後の金銭的な支えを得るための養育費受け取りのための支援であり、その中で「地域の支援者」とは地元自治会の方や民生委員・児童委員等といった包括的な支援者のことである。子どもの貧困対策は新しい事業であるので具体的な項目はないが、横断的項目の連携により子どもを貧困から守っていくといった国の新しい体制づく

	りである。具体的な取り組みは今後になる。
委員	学習支援はどういったことをしているのか。
事務局	【社会福祉課】 宍粟市では、一つの小学校区域が広いこと、放課後学習等で既に通所できる体制があること、学童を行っていることを踏まえて、夏季休暇や冬季休暇、春季休暇といった長期休暇中の支援をしている。長期休暇中に机に向かう機会が減って児童の勉強離れが進んだり、規則正しい生活が送れずに新学期に登校しづらくなったりすることがないように、長期休暇中の学習支援を実施している。学校の近くの公民館や集会所を借り、社会福祉課所属の教員免許を持つ職員2名が従事し、教職経験者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会の職員に支援教室の運営の応援をしてもらう等、まずは長期休暇中に児童が学習への取り組みを規則正しく行えるように事業に取り組んでいる。児童の参加率は上がっており、宿題をすることで児童の自主学習能力を育てることを目指している。
委員	どれくらいの期間行っているのか。
事務局	夏季休暇中は9日間、冬季休暇中は3日～4日間、春季休暇中は3日～4日間行っており、毎日の開催ではない。学校や支援者と相談しながら日程を決めている。児童が勉強する機会づくりを進めている。
議長	他に質問等あればお願いしたい。 質問等なければ、第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、承認ということによろしいか。 《異議なし》 異議なしで素案について承認された。 素案の今後の扱いについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	会長及び副会長に会を代表して最終確認を行っていただき、その後宍粟市議会への報告及びパブリックコメントの募集をさせていただきたい。
議長	会長及び副会長が代表して確認し、進めることとする。 本日の会議結果について宍粟市議会に報告していただき、ホームページへ公開していただく。 以上で議題を全て終了する。

事務局	7. 報告依頼事項 (1) 病児・病後児保育事業の報告について(資料2) P 4 【社会福祉課】 令和元年10月25日に宍粟市病児保育室「そらまめ」を開設した。施設の改修は森方工業株式会社、保育の委託は株式会社アイグランに委託している。平面図の通り1階部分を使用し、主に保育室1を利用するが、疾病により2部屋使う場合もある。定員は3名であり、これは看護師1名保育士1名による定員が3名のためである。利用登録は必ず事前に必要であり、10月8日より登録開始し、11月13日時点で登録者数は30名、利用者数は11月12日～13日に利用した1名である。利用料は1日1,000円で当日支払いとなる。看護師1名保育士1名の常駐が11月18日から確定する予定である。常駐の者が休みの際には臨時の看護師・保育士を呼ぶことになっている。今後インフルエンザが流行することにより利用者数の増加を見込んでいる。この制度は保護者の子育てと就労の両立を支援するものであるため、委員の皆様には利用の周知をお願いしたい。
議長	報告事項(1)について、質問等があればお願いしたい。 質問等なければ、(2)今後の計画策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いする。
事務局	(2) 今後の計画策定スケジュールについて 令和2年2月に第4回子ども・子育て会議を予定している。
事務局	策定までの最終スケジュールとしては、2月までにパブリックコメントにより市民から意見をいただく。また、宍粟市議会への報告等を行い、意見をいただく予定である。それらの意見に対してホームページ上にて回答させていただく。次回の第4回会議において、いただいた意見の中で反映や付記すべきことがあれば、その反映等したものについて報告する。第4回会議後、会として計画の素案を最終認定したということで、代表して会長及び副会長に会として計画を議決したと宍粟市長に提出いただき、令和2年4月からの第2期子ども・子育て支援事業計画が開始するということになる。委員の皆様には第4回会議時にパブリックコメントの状況や令和元年度における第2期計画の進行状況について説明させていただき、令和2年度へのつなぎをお願いしたい。
議長	2月の第4回会議における承認により、素案が消えるのか
事務局	そうである。
議長	質問等あればお願いしたい。 質問等なければ、以上で本日の議題と報告事項を終了する

委員	8. 閉会 《副会長挨拶》
----	------------------

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。